

## 2 庶務諸給与事務

### (1) 通勤手当の認定（支給）誤り

対象受検機関	検出事項				監査の結果	措置の内容																									
八尾保健所	<p>通勤手当の認定は、職員からその通勤の実情を届出させ、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃（6箇月の定期券の価額）等の額で認定することとされている。</p> <p>八尾保健所の通勤手当について、他に最も経済的かつ合理的と考えられる経路がありながら、職員が通勤の実情として届出した経路のまま認定され、支給されていたことから、同手当が過大に支給されているものが4件あった。</p> <table border="1" data-bbox="528 829 1308 1501"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給期間</th> <th>既支給額 (届出・認定 経路) (A)</th> <th>最も経済的 かつ合理的 と考えられ る経路での 支給額 (B)</th> <th>差引額 (A) - (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成24年4月 ～25年3月</td> <td>278,960円</td> <td>236,000円</td> <td>42,960円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成24年4月 ～25年3月</td> <td>249,380円</td> <td>207,160円</td> <td>42,220円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>平成25年4月 ～26年3月</td> <td>454,800円</td> <td>417,760円</td> <td>37,040円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>平成25年4月 ～26年3月</td> <td>359,020円</td> <td>348,020円</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>				職員	支給期間	既支給額 (届出・認定 経路) (A)	最も経済的 かつ合理的 と考えられ る経路での 支給額 (B)	差引額 (A) - (B)	A	平成24年4月 ～25年3月	278,960円	236,000円	42,960円	B	平成24年4月 ～25年3月	249,380円	207,160円	42,220円	C	平成25年4月 ～26年3月	454,800円	417,760円	37,040円	D	平成25年4月 ～26年3月	359,020円	348,020円	11,000円	<p>当該不備事項は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>八尾保健所は、最寄駅が「近鉄大阪線近鉄八尾駅」、及び「JR関西本線八尾駅から近鉄バス」の2つあり、乗換駅も複数存在することから、職員の自宅最寄駅から勤務公署までの経路が幾通りも存在する、</li> <li>にもかかわらず、八尾保健所の実情に即した経済的かつ合理的な経路の判断基準（過去の判断事例の蓄積を整理する等により導き出されるもの。）が備えられておらず、</li> <li>また、認定事務担当者が職員からの個別事情説明を考慮し過ぎたことで、認定事務担当者及び決裁者による他の経路との比較検討が十分でなかったことにより発生したものである。</li> </ol> <p>職員A～Dの通勤手当については、給与の訂正基準に基づき必要な是正措置を講じられたい。併せて、他の職員の通勤手当についても、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額で認定しているか調査し、適正でないものがあれば同様に必要な是正措置を講じられたい。</p>	<p>職員A～Dの4名については、通勤の実情として届け出された経路で通勤していることが認められた。職員4名のうち3名は、退職等により在職していないので、職員Cについて、平成26年4月から「運賃、時間、距離等の実情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額」に認定経路を訂正した。</p> <p>また、現職員の通勤手当認定を点検したところ、3名について「運賃、時間、距離等の実情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額」となっていないこと、及び通勤の実情として届け出された経路で通勤していることが認められたため、平成26年4月から「運賃、時間、距離等の実情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額」に認定経路を訂正した。</p> <p>このたびの点検に当たっては、「最も経済的かつ合理的」の判断について制度所管課（総務サービス課及び企画厚生課）に相談と確認を行っており、今後八尾保健所において通勤認定する上での参考となるよう、自宅最寄駅と認定経路を一覧表にして整理した。</p>
職員	支給期間	既支給額 (届出・認定 経路) (A)	最も経済的 かつ合理的 と考えられ る経路での 支給額 (B)	差引額 (A) - (B)																											
A	平成24年4月 ～25年3月	278,960円	236,000円	42,960円																											
B	平成24年4月 ～25年3月	249,380円	207,160円	42,220円																											
C	平成25年4月 ～26年3月	454,800円	417,760円	37,040円																											
D	平成25年4月 ～26年3月	359,020円	348,020円	11,000円																											

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
八尾保健所	<p>通勤手当の認定事務においては、現に通勤手当を支給されている職員について、要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認することとされている。</p> <p>八尾保健所の職員Eは平成25年4月から複数の経路を使い分けて通勤しており、平成25年5月と11月の定期券等の確認の際に提出された交通機関のICカード利用明細（乗車履歴）の内容から、主として利用していた経路は届出経路（本件は認定経路も同じ）と異なる、より安価な経路であると認められた。</p> <p>また、職員Eの通勤手当について、他に最も経済的かつ合理的と考えられる経路がありながら、職員が通勤の実情として届出した経路のまま認定され、支給されていたことから、同手当が過大に支給されていた。</p> <table border="1" data-bbox="528 1020 1552 1220"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1020 804 1142">過払支給期間</th> <th data-bbox="804 1020 1056 1142">既支給額 (届出・認定経路) (A)</th> <th data-bbox="1056 1020 1368 1142">最も経済的かつ合理的 と考えられる経路での 支給額 (B)</th> <th data-bbox="1368 1020 1552 1142">過払支給額 (A) - (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1142 804 1220">平成25年4月 ～平成26年3月</td> <td data-bbox="804 1142 1056 1220">200,800円</td> <td data-bbox="1056 1142 1368 1220">195,280円</td> <td data-bbox="1368 1142 1552 1220">5,520円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額 (届出・認定経路) (A)	最も経済的かつ合理的 と考えられる経路での 支給額 (B)	過払支給額 (A) - (B)	平成25年4月 ～平成26年3月	200,800円	195,280円	5,520円	<p>職員Eは、退勤時刻の交通事情等に応じて日々通勤の経路を使い分け、その料金をICカードで支払っていた。定期券等の確認には、ICカード利用明細（乗車履歴）を提出しており、通勤経路を変更した認識を持たなかったが、結果として、通勤の実情が届出と異なる経路が主となっていたものであるが、八尾保健所においては当該通勤の実情を十分確認できていなかった。</p> <p>職員の通勤手当に関する規則において、通勤経路を変更したときはその通勤の実情を届け出なければならない旨が定められている。また、給与事務の手引掲載の給与の訂正基準において、通勤手当の適正な届出書に基く誤った認定を訂正する戻入事例は「将来に向かって訂正／戻入しない」であるが、通勤経路の変更により運賃額が下がったが、職員からの届出漏れが原因で訂正する場合は「過去に遡って訂正／2年間戻入」する旨が定められている。</p> <p>職員Eの事例は、本人の認識にかかわらず、届出書の提出漏れとして取り扱われることから、八尾保健所は、給与の訂正基準に基づき必要な是正措置を講じられたい。</p>	<p>ICカード利用明細（乗車履歴）より、平成25年4月から経路変更したことが認められたため、平成25年4月に遡って経路変更および認定を行い、誤って支給された手当については、過払い分の戻入手続きを行った。</p> <p>また、全職員に対し関係規則及び通知の周知を図り経路変更が生じた際は速やかに届け出ることを徹底した。</p> <p>年2回の通勤定期提出時にICカード利用明細が提出された時は、認定経路どおりに使用されていることを十分確認する。</p>
過払支給期間	既支給額 (届出・認定経路) (A)	最も経済的かつ合理的 と考えられる経路での 支給額 (B)	過払支給額 (A) - (B)								
平成25年4月 ～平成26年3月	200,800円	195,280円	5,520円								

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																
鳳土木事務所	<p>通勤手当の認定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとされているが、通勤認定担当者が、より経済的かつ合理的と認められる経路があることに気付かず、また、決裁者も十分な確認をせず認定を行った結果、以下のとおり職員に対して通勤手当が過大に支給されているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="516 695 1386 1211"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>認定経路による既支給額 (A)</th> <th>最も経済的かつ合理的と考えられる経路による支給額 (B)</th> <th>差引額 (A) - (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月～平成25年9月</td> <td>224,760円</td> <td>182,740円</td> <td>42,020円</td> </tr> <tr> <td>平成25年10月～平成26年3月</td> <td>224,760円</td> <td>182,740円</td> <td>42,020円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>449,520円</td> <td>365,480円</td> <td>84,040円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	認定経路による既支給額 (A)	最も経済的かつ合理的と考えられる経路による支給額 (B)	差引額 (A) - (B)	平成25年4月～平成25年9月	224,760円	182,740円	42,020円	平成25年10月～平成26年3月	224,760円	182,740円	42,020円	合計	449,520円	365,480円	84,040円	<p>当該職員の通勤手当については、給与の訂正基準に基づき必要な是正措置を講じられたい。併せて、他の職員の通勤手当についても、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額で認定しているか調査し、適正でないものがあれば同様に必要な是正措置を講じられたい。</p> <p>また、通勤認定の適正化を期するため、担当者及び決裁者は、複数の通勤経路が存在しないか地図や路線図等で適切に確認するとともに、最も経済的かつ合理的な経路の判断が困難である場合は、過去の認定事例を整理した上で、制度所管課（総務サービス課）に相談及び調整しながら、鳳土木事務所の実情に即した通勤手当認定の取扱いを定めて職員に周知する等の取組みを検討されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>  第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	<p>平成25年11月、総務サービス課と当該認定に関する協議を行った結果、給与の訂正基準に基づき、将来に向かっての訂正とし、次回支給期（平成26年4月1日）に訂正することとした。</p> <p>また、平成25年12月、所属職員全員の通勤経路について、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額で認定しているか確認したところ適正であった。</p> <p>今後、通勤手当の認定に当たっては、複数の通勤経路が存在しないか地図や路線図等を用いて適切に確認するとともに、複数人（担当者、決裁者）でのチェックを徹底するとともに、最も経済的かつ合理的な経路の判断が困難である場合は、その都度、制度所管課に相談及び調整しながら、適正な認定を行う。</p> <p>さらに、特異な事例にあっては記録に残し、当所における今後の認定事務を行うためのデータとして活用する。</p>
過払支給期間	認定経路による既支給額 (A)	最も経済的かつ合理的と考えられる経路による支給額 (B)	差引額 (A) - (B)																
平成25年4月～平成25年9月	224,760円	182,740円	42,020円																
平成25年10月～平成26年3月	224,760円	182,740円	42,020円																
合計	449,520円	365,480円	84,040円																

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																
枚方津田高等学校	<p>大阪府職員の通勤手当は、毎年度4月及び10月にそれぞれ6カ月分を前払により支給しており、職員の異動等により通勤経路の変更が生じた場合は、支給済の通勤手当を精算することとされている。</p> <p>枚方津田高等学校では、回数券を使用するものとして認定されているA教員から平成24年11月1日より通勤経路を変更した旨の届出があったことから、通勤手当の精算を行ったが、その際、以下のとおり誤った事務処理を行っていた。</p> <p>(1) 返納額の算定について</p> <p>定期券による認定を行った通勤手当を精算する際には、支給済の金額から経過した期間に係る金額及び払戻手数料を差し引いた額を返納させることとされているが、回数券による認定を行った場合には、払戻手数料を差し引かない取扱いとなっている。</p> <p>しかしながら、同校では、支給済の平成24年10月より平成25年3月分までの6カ月分の金額から、10月分の回数券の利用相当額及び回数券の払戻手数料の合計額を差し引いていた。</p> <p>(2) 追給額の算定について</p> <p>変更後の手当として5カ月分（平成24年11月分から平成25年3月分）を支給すべきところ、4カ月分（平成25年12月分から平成25年3月分）のみを支給していた。</p> <p>(3) 未決裁による誤った是正処理について</p> <p>担当者は、平成25年1月に上記(1)の誤りを是正するための事務処理を行ったが、その際、返納額を支給済の金額から10月分の回数券の利用相当額のみを差し引いた金額とすべきところ、10月分及び11月分の回数券の利用相当額を差し引いて再計算を行った。また、これらの事務処理に当たっては、他の職員や上司の確認・決裁を得ることなくシステムの入力を行っていた。</p> <p>これらの結果、A職員に対する通勤手当の支給額に5,563円の過払いが生じていた。</p> <table border="1" data-bbox="501 1614 1439 1822"> <thead> <tr> <th></th> <th>払戻額</th> <th>支給額</th> <th>差引戻入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正</td> <td>72,085円</td> <td>44,270円</td> <td>27,815円</td> </tr> <tr> <td>誤</td> <td>57,668円</td> <td>35,416円</td> <td>22,252円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">差額</td> <td>▲5,563円 (戻入不足)</td> </tr> </tbody> </table>		払戻額	支給額	差引戻入額	正	72,085円	44,270円	27,815円	誤	57,668円	35,416円	22,252円	差額			▲5,563円 (戻入不足)	<p>本件については、職員の通勤手当に関する規則第17条に違反している。</p> <p>速やかに過払いになっている通勤手当の戻入措置を講じられたい。また、起案者のみならず、決裁者も含めて通勤手当の精算に関するルールについて理解を深め、事務処理を行うに当たっては、払戻手数料の控除の必要性和戻入額や支給額の算定内容を十分確認することとされたい。</p> <p>通勤手当の認定の誤りを発見した場合には、担当者のみが修正の作業を行うのではなく、複数の職員で確認し、決裁を行った上でシステム入力するなど、チェック機能が働く事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b> (追給又は返納)</p> <p>第17条 異動等事由が生じた場合には、第1号に掲げる額を返納させ、第2号に掲げる額を追給するものとする。</p> <p>(1) 通勤手当の額を変更することとなつた日の前日の属する既に支給している支給対象期間に係る通勤手当の額のうち、異動等事由が生じたことにより通勤に要しないものとして人事委員会が定めるところにより算出した額</p> <p>(2) 前号の支給対象期間につき、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要するものとして人事委員会が定めるところにより算出した額</p> </div>	<p>過払いとなっている通勤手当は戻入措置を行い、平成25年12月24日に納付を確認した。</p> <p>今後、通勤手当の支給に当たっては通勤手当の精算に関するルールの理解を深め、マニュアルの確認チェックを複数の職員で事務処理を行うなど適正に対応していくよう努める。</p>
	払戻額	支給額	差引戻入額																
正	72,085円	44,270円	27,815円																
誤	57,668円	35,416円	22,252円																
差額			▲5,563円 (戻入不足)																

このような誤りが生じた要因・理由等について事情聴取したところ、以下のとおりであった。

【(1)(2)の事務処理の誤りについて】

○担当者(起案者)

- ・ ルールの理解が不十分で、回数券に係る払い戻し手数料が発生すると誤解していたことに加え、システムでは、払い戻し処理を行うと手数料が自動的に表示されていることから手数料を払戻額から控除するものと思い込んで事務処理を行った。
- ・ 精算事務を行う際、システムには、払戻額及変更後の追給額が自動的に表示される。事務処理に当たり払戻額は、5カ月分であり誤りがなかったことから、変更後の額も自動的に算定され、誤りはないと思い込み確認を行わなかったが、実際には、変更後の追給額として4カ月分の金額しか入力されていなかった。

○決裁者

- ・ 決裁時にルール確認の徹底をせず、起案者の説明をそのまま受け取り決裁していた。

【(3)の事務処理の誤りについて】

○担当者

- ・ 訂正を行う際、システム画面の払い戻しの期間と新経路の期間がいずれも平成24年12月からと表示されていたため、12月からの4カ月分の認定変更と勘違いして処理を行ってしまった。その際、システムを信頼していたため、当初の届出を確認する必要性を感じなかった。
- ・ 通勤手当の認定の決裁を受けた後の手当額の変更については、システムの履歴訂正メニューで処理を行うものとされている。このような場合には、当校では、担当者がシステムに入力するのみで、上司のチェックや決裁を行っていないのが慣例化した事務処理の方法となっていた。

※ 職員の通勤手当に関する規則の運用について  
(大阪府人事委員会通知)

第17条関係

2 第1号の額は、変更を生じることとなった通勤経路等に係る通勤手当の額の算出方法に応じた次の各号に定めるところによる額の総額とする。

(1) 定期券により運賃等相当額を算出している場合には、当該額を変更することとなった異動等事由が生じた日の属する月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月)の末日に運賃等相当額を算出する際に基準とした適用期間の定期券を解約して返戻される額及び通用期間が到来していない定期券の価格の総額

(2) 回数乗車券等により運賃等相当額を算出している場合には、当該額を変更することとなった交通機関等の区間に係る規則第6条第1項第2号に規定する通勤21回分の運賃等の額又は第6条関係第4項第1号イに規定する平均1箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等の額(以下「1箇月当たりの運賃等額」という。)に異動等事由が生じた日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)から次の支給対象期間の前日までの期間の月数を乗じて得た額

3 第2号の額の算出は、変更を生じることとなった通勤経路等に係る通勤手当の額の算出方法に応じた次の各号に定めるところによる額の総額とする。

二 回数乗車券等により運賃等相当額を算出する場合には、前項第2号の規定による額

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
平野高等学校	<p>病気休暇、休職による欠勤（平成24年11月5日～平成25年3月31日）に伴い、平成24年12月～平成25年3月分通勤手当の戻入処理を要したが、これを行わず、通勤手当が過払いとなっているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="552 657 1421 827"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による 正支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年10月～ 平成25年3月</td> <td>59,300円</td> <td>22,260円</td> <td>37,040円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その要因・理由等に関して、事情聴取したところ、以下のとおりであつた。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○担当者（起案者） 本件のルールを知らなかったため、関係規則等の確認も行わなかつた。</p> <p>○決裁者 ルールを知っていたが、病気休暇、休職の承認手続に気を取られ、通勤手当の戻入処理に思いが及ばなかつた。</p> </div>	期 間	既支給額	再計算による 正支給額	過払支給額	平成24年10月～ 平成25年3月	59,300円	22,260円	37,040円	<p>職員の通勤手当に関する規則第20条の規定に違反している。</p> <p>速やかに過払いになっている通勤手当の戻入措置を講じるとともに、起案者のみならず、決裁者を含めて通勤手当の戻入処理のルールについて理解を深め、通勤手当の認定等処理を行う際は必ずマニュアルや関係規則等を確認し、事務処理を行うこととされたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b> 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。</p> </div>	<p>過払いになっている通勤手当の戻入措置を行い、平成25年12月27日に納付を確認した。</p> <p>今後、通勤手当の支給に当っては、起案者のみならず、決裁者・関係者により、通勤手当の戻入処理のルールの理解を深め、マニュアル等の確認やチェックを行うなど、適正に対応していくよう努める。</p>
期 間	既支給額	再計算による 正支給額	過払支給額								
平成24年10月～ 平成25年3月	59,300円	22,260円	37,040円								

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
佐野支援学校	<p>回数券相当額の計算を誤ったため、通勤手当が支給不足となっているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="528 556 1344 714"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>既支出額</th> <th>再計算による正支給額</th> <th>支給不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月～ 平成26年3月</td> <td>304,688円</td> <td>308,588円</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その要因・理由等に関して、事情を聴取したところ、以下のとおりであつた。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○担当者（起案者） 5,000円の回数券（バスカード）で利用できる金額をバス事業者に電話で確認した際、正しくは5,600円のところを6,000円と聞き違えた。</p> <p>○決裁者 300件を超える通勤届を処理する課程において、見誤つた。</p> </div>	期 間	既支出額	再計算による正支給額	支給不足額	平成25年4月～ 平成26年3月	304,688円	308,588円	3,900円	<p>支給不足額について支給するとともに、他に同様の事例がないか確かめられたい。また、通勤手当の認定に当たっては、運賃等の額を運賃表等の書面で確認し、それを添付するなど、確実に事務処理をされたい。</p>	<p>当該通勤手当について、認定の訂正を行い、26年1月分給料で不足分を追給した。</p> <p>また、他の通勤手当についても、同様の誤りがないか確認したところ、誤りはなかつた。</p> <p>今後、通勤手当の支給に当たっては、運賃表等の書面を添付するとともに、その確認を起案者のみならず、決裁者が徹底して、確実な事務処理に努める。</p>
期 間	既支出額	再計算による正支給額	支給不足額								
平成25年4月～ 平成26年3月	304,688円	308,588円	3,900円								